

電源開発株式会社「(仮称) 広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法書」
に対する勧告について

令和3年7月30日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法書について、電源開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、広島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：広島県広島市、廿日市市、山県郡安芸太田町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大154,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	令和 2 年 6 月 2 2 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 2 年 9 月 4 日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	令和 2 年 9 月 1 7 日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 3 年 1 月 2 6 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 3 年 4 月 1 9 日
広 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 3 年 7 月 1 5 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 3 年 7 月 3 0 日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤
電話03-3501-1742（直通）

電源開発株式会社「(仮称) 広島西ウインドファーム事業環境影響評価方法
書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水の濁りに係る調査に当たっては、局所集中的な降雨の傾向も踏まえた上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 水質の調査地点については、河川及び貯水池において適切な調査地点を設けるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域周辺は、ヤマネなどの生息情報があることから、巣箱調査などの適切な方法を選定して、生息状況調査の実施を検討すること。
4. コウモリ類の調査地点については、複数個所を選定し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
5. 鳥類の実態をより把握出来る調査について検討を行った上で、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
6. オオサンショウウオに限らず、魚類及び底生生物の調査に当たっては、河川及び貯水池において適切な調査地点を設けるなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
7. 昆虫類の調査に当たっては、適切な調査地点を選定するなど、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
8. 植物の調査に当たっては、事業区域に含まれる植物群落の状況を把握できるよう、調査地点を設定すること。
9. 生態系の典型性注目種については、採餌環境などの生息状況等を踏まえて適切に選定を行うこと。
10. 主要な眺望点には、重要な観光資源である深入山を調査対象に追加すること。

(広島県知事からの意見書の写しを添付)